

報告第6号

西海市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年6月14日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第9号

西海市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年西海市条例第23号）の一部を次のように改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月31日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

西海市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年西海市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定

による改正前の法律第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

（10） 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（11） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条の見出し中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条第1項中「身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図

ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力

医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届けなければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条前段中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（重要事項の揭示に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の西海市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

新旧対照表

西海市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 平成25年3月19日 西海市条例第23号 第1条～第5条 (略) (管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 2 (略)	西海市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 平成25年3月19日 西海市条例第23号 第1条～第5条 (略) (管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 2 (略)

新	旧
第7条及び第8条 （略） （利用定員等） 第9条 （略） 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法律第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u>	第7条及び第8条 （略） （利用定員等） 第9条 （略） 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について</u>

新	旧
(管理者) 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第11条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の	3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者) 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の業務に従事することができる。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第11条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の

新	旧
承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 (略) 第12条～第31条 (略) (揭示) 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者の	承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 (略) 第12条～第31条 (略) (揭示) 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者の

新	旧
サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 3 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> 第33条～第39条 （略） （記録の整備） 第40条 （略） 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) （略） (2) 第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限</u>	サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 第33条～第39条 （略） （記録の整備） 第40条 （略） 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) （略） (2) 第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録

新	旧
<u>する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) 第24条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (5) 第36条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 第37条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) 3 (略) 第41条 (略) (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(9) (略) (10) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その</u>	(3) 第24条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (4) 第36条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (5) 第37条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) (略) 3 (略) 第41条 (略) (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(9) (略)

新	旧
<u>際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (12) (略) (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 第43条 (略) (従業者の員数等) 第44条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。	(10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 第43条 (略) (従業者の員数等) 第44条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。

新			旧		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	介護職員
(略)			(略)		
7～13 (略)			7～13 (略)		
(管理者)			(管理者)		
第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規			第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規		

新	旧
模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務</u>に従事することができる。	模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1</u>

新	旧
2 及び 3 (略) 第46条～第52条 (略) (<u>身体的拘束等の禁止</u>) 第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 2 (略) 3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>	<u>号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができる。</u> 2 及び 3 (略) 第46条～第52条 (略) (<u>身体</u>の拘束等の禁止) 第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体</u>の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「<u>身体</u>の拘束等」という。）を行ってはならない。 2 (略)

新	旧
<u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>第54条～第63条 (略)</u> <u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u> <u>第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u> (記録の整備) 第64条 (略) 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を	<u>第54条～第63条 (略)</u> (記録の整備) 第64条 (略) 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を

新	旧
整備し、当該提供の完結の日から２年間保存しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 次条において準用する第21条第２項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第53条第２項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第24条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第36条第２項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第37条第２項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) 3 (略)	整備し、当該提供の完結の日から２年間保存しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 次条において準用する第21条第２項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第53条第２項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第24条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第36条第２項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第37条第２項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) 3 (略)
第65条～第71条 (略) (管理者) 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活	第65条～第71条 (略) (管理者) 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活

新	旧
住居の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 2及び3 (略) 第73条～第78条 (略) (管理者による管理) 第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 第80条～第82条 (略) (協力医療機関等)	住居の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の業務に従事することができる。 2及び3 (略) 第73条～第78条 (略) (管理者による管理) 第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u> 第80条～第82条 (略) (協力医療機関等)

新	旧
第83条 (略) <u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届けなければならない。</u> <u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同</u>	第83条 (略)

新	旧
<u>じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> <u>7 (略)</u> <u>8 (略)</u> (記録の整備) 第85条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略)	<u>2 (略)</u> <u>3 (略)</u> (記録の整備) 第85条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略)

新	旧
(2) 第76条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第78条第2項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第24条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第36条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第37条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) 3 (略) (準用) 第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、<u>第61条及び第63条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、	(2) 第76条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第78条第2項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第24条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第36条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第37条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) 3 (略) (準用) 第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条<u>及び第61条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1

新	旧
第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 第87条～第90条　（略） （電磁的記録等） 第91条　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含	項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 第80条～第82条　（略） （電磁的記録等） 第91条　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含

新	旧
む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2 (略)	む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録<u>(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の西海市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。